

いまさら聞けない!?

# 相続税・贈与税の 基礎のキソ



令和5年度税制改正による変更点の前に、相続税と贈与税の基本的な仕組みを押さえておこう。

## PART 1

### 相続税の仕組みを 理解しよう



#### ま

まずは相続税の基本的な仕組みを述べよう。

#### 1. 相続税とは

相続に関しては、亡くなった人は「被相続人」、その財産を受け取る人は「相続人」と呼ばれる。相続税は相続人が負担する税金だ。遺産分割や遺言で遺産を取得する「相続」か、相続人以外の人が遺言や死因贈与で遺産を取得する「遺贈」で発生する。

ただ、遺産を取得したすべての人に相続税がかかるとは限らない。相続税には非課税限度額として基礎控除額がある。被相続人の遺産総額から非課税財産などを除いた「正味の遺産額」が基礎控除額を

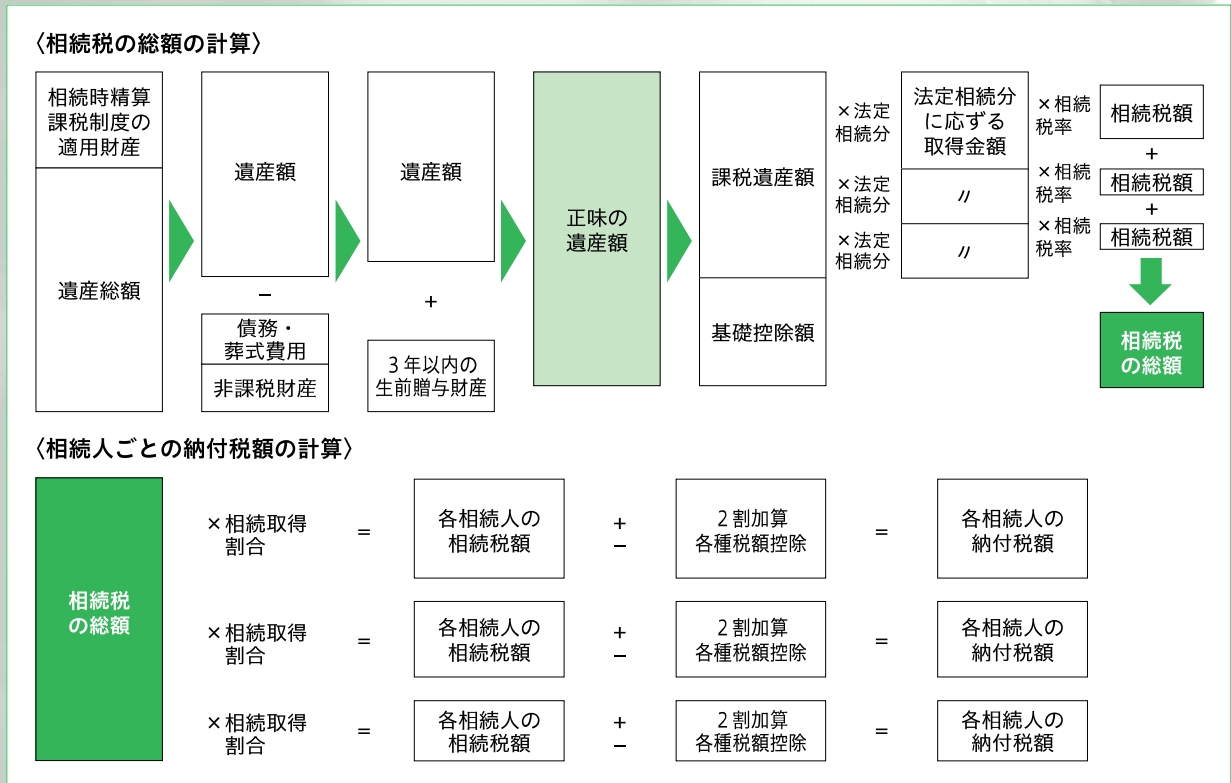
下回る場合は相続税が課税されず、税務申告は不要だ。

#### 💡 法定相続人に応じた基礎控除額

相続税の基礎控除額は「3000万円＋法定相続人の数×600万円」で計算することができる。相続人の中に養子がいる場合、法定相続人の数に含める養子の数は、ほかに実子がいる場合は1人、実子がいない場合は2人までとなる。例えば、法定相続人が妻・長男・次男の3名であれば、基礎控除額は3000万円＋(600万円×3人)＝4800万円となる。

国税庁の統計によると、令

図表1 相続税計算の流れ



(出所) 筆者作成

和3年分の相続税の課税割合は、9・3%となっており、被相続人の11人に一人の割合で相続税の申告が必要となっている。なお、相続税は被相続人が死亡した日から10カ月以内に、税務署に申告して納税しなければならない。

**2. 相続税の計算の流れ**

相続税の計算では、正味の遺産額から相続税の基礎控除額などを引いて課税遺産額を求めていく。図表1に沿って7つの手順で解説しよう。

**① 遺産総額**

遺産総額は「本来の相続財産」と「みなし相続財産」の2つから成る。

本来の相続財産は、被相続人の財産を相続か遺贈によって取得した、金銭で見積もることが可能な経済的価値のあるすべての財産である。現金や預貯金、有価証券、土地家屋などの不動産、事業用財産や美術品などが該当する。

みなし相続財産は、遺言や遺産分割協議の対象にならないものの、被相続人の死亡によって相続人などが一定の財産的価値を取得するものを相続財産とみなし、相続税の課税対象とするものである。

例えば、被相続人が保険料を負担していた場合の死亡保険金や生命保険契約に関する権利、契約等によって遺族が引き継ぐ個人年金や退職年金の受給権などがみなし相続財産である。

こうした財産の評価額は、国税庁が定める「財産評価基本通達」の評価方法で計算する(図表2)。

**② 相続時精算課税の適用財産**

相続時精算課税制度により推定相続人が被相続人から生前贈与を受けた財産は、その贈与時の価額を遺産総額に加算して相続税を計算する。贈与時に納めた贈与税は、算出された相続税から控除を受け



ることができる（制度詳細はP 20参照）。

**生命保険などの非課税財産にも注意**

**③ 相続税の非課税財産**

相続税法では、財産の性格や社会政策上の問題、国民感情などを考慮して、相続税を課さないこととしている財産がある。主な非課税財産は次のとおりだ。

- ・ 墓所や仏壇、仏具、神具等
- ・ 相続人が受け取る生命保険金や死亡退職金のうち「500万円×法定相続人の数」までの金額
- ・ 相続税の申告期限までに、国または地方公共団体や特

定の公益法人に寄附した財産

**④ 債務・葬式費用**

相続開始時点で確定している被相続人の債務は、遺産総額から控除できる。また葬式費用は相続開始時点で存在するものではないが、必然的に発生する費用であるため、債務と同様に遺産総額から控除できることとされている。

**⑤ 3年以内の生前贈与財産**

相続または遺贈によって財産を取得した人が、被相続人の「死亡前3年以内」に被相続人から財産の贈与を受けている場合は、「特定贈与財産（P 20参照）」を除き、その贈与財産の贈与時の価額を遺産総額に加算する。相続直前の生前贈与によって相続税の負担を不当に減らすことを防止するための規定である。

令和5年度税制改正によって、相続発生前3年だった加算対象期間は7年に延長される見込みだ。

**⑥ 相続税の総額**

以上①～⑤を踏まえ、遺産

総額に相続時精算課税制度適用財産を加え、非課税財産と債務・葬式費用を引き、3年

**図表2 財産の評価（一部抜粋）**

<b>① 宅地の評価</b>
宅地の所在地によって「路線価方式」か「倍率方式」で評価する。路線価方式は、主に市街地の宅地を評価する方法で、毎年7月に国税庁より公示される「路線価図」を基に計算。倍率方式は、路線価が定められていない農地や山林、郊外の宅地を評価する方法で、「固定資産税評価額」に地域ごとに定められた一定の倍率を乗じて計算
<b>② 小規模宅地等の特例</b>
相続した宅地のなかに被相続人等が居住または事業用として使っていた宅地がある場合は、その宅地が相続人の生活・事業の基盤であることを考慮して、宅地の評価額の一定割合を減額できる。例えば「特定居住用宅地等」に該当すれば、宅地のうち330㎡までの部分について80%が減額される
<b>③ 上場株式</b>
証券取引所に上場している株式は、「相続発生日の最終価格」「相続発生日の毎日の最終価格の月平均額」「相続発生前月の毎日の最終価格の月平均額」「相続発生前々月の毎日の最終価格の月平均額」の4つのうち、最も低い価格で評価する

**図表3 相続税の速算表**

法定相続分に 応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

（出所）国税庁公表資料より筆者作成



# PART-1

## 基礎からわかる！ 相続・生前贈与の税制と改正点

図表4 相続税の計算例

前提条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺産総額は1億3000万円（債務・葬式費用200万円が含まれている）</li> <li>・法定相続人は、配偶者乙と子A、子Bの3人</li> <li>・実際の相続割合は、乙が50%、Aが40%、Bが10%である</li> </ul>	
正味の遺産額	1億3000万円 - 200万円 = 1億2800万円	
課税遺産額	1億2,800万円 - 4,800万円（注） = 8000万円 （注）基礎控除額 3000万円 + 600万円 × 3人 = 4800万円	
相続税の総額	乙	8000万円 × 1/2（法定相続分） = 4000万円 4000万円 × 20% - 200万円 = 600万円
	A	8000万円 × 1/4（法定相続分） = 2000万円 2000万円 × 15% - 50万円 = 250万円
	B	8000万円 × 1/4（法定相続分） = 2000万円 2000万円 × 15% - 50万円 = 250万円
	合計	600万円 + 250万円 + 250万円 = 1100万円
各相続人の算出税額と納付税額	乙	1100万円 × 50%（実際の相続割合） = 550万円 550万円 - 550万円（配偶者の税額軽減） = 0万円 乙の相続分1億2800万円 × 50% < 1億6000万円 よって、相続税はかからない
	A	1100万円 × 40%（実際の相続割合） = 440万円
	B	1100万円 × 10%（実際の相続割合） = 110万円

（出所）筆者作成

### POINT

- 正味の遺産額が基礎控除額を下回る場合は、相続税は課税されない
- 相続人に対する3年以内の贈与は相続税の課税対象。税制改正で7年に伸長予定

内の生前贈与財産を加えると「正味の遺産額」を計算できる。その正味の遺産額から相続税の基礎控除額を差し引いた金額が「課税遺産額」だ。相続税の総額は、課税遺産額を法定相続分で按分した後の金額に相続税率をかけて、法定相続人それぞれの相続税額を計算する。決して、課税遺産額全体に対して相続税率を適用するのではない点に注意が必要だ。

相続税率は課税遺産が多いほど高くなる超過累進税率である（図表3）。こうして各相続人の相続税額を合計すると、相続または遺贈により財産を取得した人が負担する「相続税の総額」となる。

⑦各相続人の納付税額  
実際に相続人などが納付する相続税は、財産を取得した人が、それぞれの取得した分にに応じて相続税を負担することになる。具体的には「相続税の総額」に実際の相続割合をかけて「各相続人の納付税額」を算出。さらに、一親等の血族及び配偶者以外の者または孫養子が相続財産を取得した場合は、算出税額に2割を加算しなければならない。

なお、算出税額から差し引くことができる税額控除は配偶者の税額軽減、未成年者控除、障害者控除、相次相続控除、贈与税額控除がある。



## PART 2

# 贈与税の仕組みを理解しよう



### 贈

与税が課税される仕組みを説明していこう。

#### 1. 贈与税とは

「贈与」とは、「財産を無償であげる」側の贈与者の意思と、「財産を無償でもらう」側の受贈者の意思が合致したときに成立する民法上の法律

行為だ。贈与税は受贈者が納める税金で、毎年1月1日から12月31日までの間に、個人からの贈与で取得した財産の価額に対して課せられる。

また贈与税は、債務免除などの経済的利益を受けた場合や、著しく低い価額で財産の譲渡を受けた場合など、「実質的に」贈与と同様の経済的利益を受けた場合にも課税対象となる。

贈与によって受け取ったすべての財産に贈与税が課税されると実情にそぐわないケースがあるため、贈与税がかからない非課税財産がある。主に次のケースだ。

#### 〈贈与税の非課税財産〉

・ 法人から贈与を受けた財産  
(所得税がかかる)

・ 扶養義務者間の教育費や生活費で通常必要と認められるもの

・ 社交上の香典や贈答品等で常識的な範囲のもの

また、贈与があつたのか単なる名義借りなのか、相続税申告において争点となるケースがある。

例えば、親(被相続人)が子ども(相続人)名義の預金口座を開設し、少しずつ預け入れている場合がある。その預金の名義人である子ども本人が自由に使える状態であれば、贈与の事実があるとは言えず、単なる「名義を借り

た」親の財産とみなされる。相続税対策として生前贈与を有効に成立させるには、贈与後の贈与財産が受贈者の管理下にあること、贈与契約書が作成されていること、贈与税の申告など、贈与の事実を残しておくことが大切だ。

110万円未満なら  
暦年課税で申告は不要

#### 2. 暦年課税制度と相続時精算課税制度

贈与税の課税方式には「暦年課税制度」と「相続時精算課税制度」の2つがある。贈与税の申告及び納付期間は、贈与年の翌年の2月1日から3月15日までだ。受贈者は、どちらの方式で贈与税を計算するのかを贈与税の申告時に選択できる。ただし、いったん相続時精算課税制度を選べると、贈与者の相続時まで継続となり、途中で暦年課税制度に変更できない点に注意が必

図表1 贈与税の税率表

基礎控除後の課税価格	一般贈与財産用		特例贈与財産用	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
3000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
4500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4500万円超			55%	640万円

(出所) 国税庁公表資料より筆者作成

要だ。

まず、暦年課税制度における贈与税の計算を述べよう。

対象の年の1月1日から12月31日までの1年間で贈与によってもらった財産の価額を合計する。このときの財産の価額は、相続税の評価方法と同様だ。その合計額から基礎控除額110万円を差し引いた残額に税率(図表1)を適用して税額を計算する。

贈与税の税率は、「一般贈与財産用」と「特例贈与財産用」に分けられている。

特例贈与財産用の税率は、贈与年の1月1日時点で18歳以上である受贈者が、直系尊属から贈与で取得した財産に対して適用し、税率は一般贈与財産用より少し優遇されている。一般贈与財産用は、特例贈与財産用に該当しない贈与税の計算に使用する。

例えば、一般贈与財産の価額の合計が410万円の場合の贈与税は、 $(410万円 - 110万円) \times 15\% = 10万円 + 35万円$ と求められる。

贈与を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額の110万円を超えない場合には申告は必要ない。

### 値上がり期待できる資産の贈与で有利に

次に、相続時精算課税制度を説明しよう。

この制度は、特別控除額の2500万円に達するまでなら、受贈者は何度でも贈与税の負担なく贈与を受けられるというものだ。贈与額が2500万円を超えると20%の税率で贈与税が発生する。

その贈与者が亡くなった相続時は、相続財産と、相続時精算課税の適用贈与財産(贈与時の価額で計算)の合計から計算した相続税額から、す

でに納めた贈与税相当額を控除し、贈与税・相続税を通じた納税を行う。

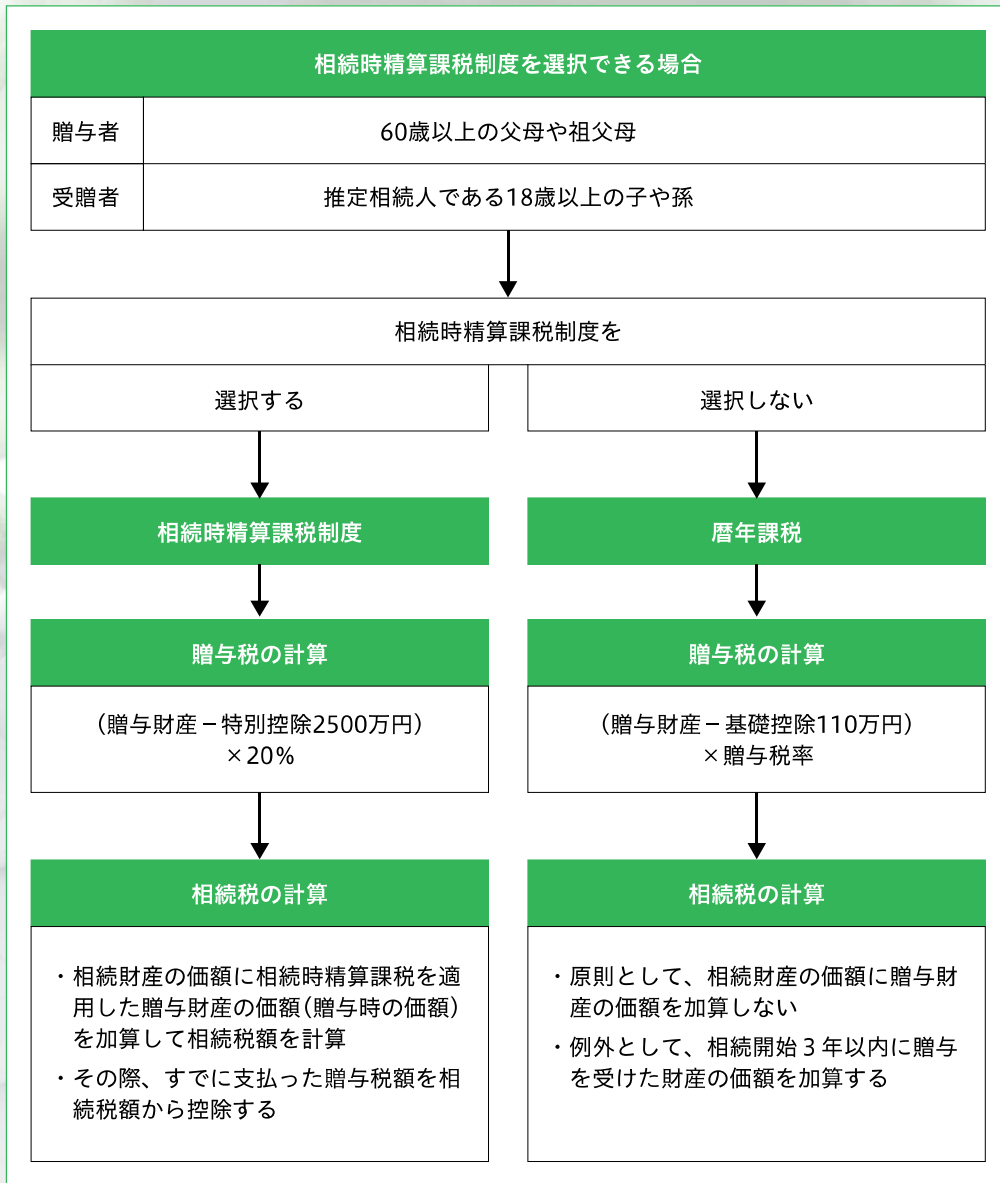
この際、相続税額から控除しきれない贈与税相当額は、相続税の申告をすることで還付を受けることができる。

相続時精算課税が適用された贈与者以外の人から贈与を受けた財産については、暦年課税制度によって贈与税額を計算する。要するに、相続時精算課税適用分と暦年課税適用分に分けて計算するということだ。

相続時精算課税制度の適用対象者は、60歳以上の父母や祖父母から、推定相続人である18歳以上の子や孫に対する贈与とされており、年齢は贈与年の1月1日時点で判断する。推定相続人である子や孫は、贈与者ごとに相続時精算課税制度を適用するかどうかを選択でき、父からは相続時精算課税制度、母からは暦年



図表2 暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較



(出所) 国税庁公表資料より筆者作成

課税といった併用もできる。  
メリットは、贈与時点の価  
値で課税対象額が計算される  
ことだ。将来確実に値上がりが

見込める財産を贈与すれば、  
贈与時点の価額で相続税を計  
算するので、値上がり分の相  
続税を抑えることができる。

令和5年度税制改正では、  
暦年贈与における110万円  
の基礎控除と同様に、相続時  
精算課税制度でも、毎年11

0万円の非課税枠が設けられ  
る見通しだ。

**住宅や教育資金の特例も押さえておこう**

### 3. 贈与税の特例

税率と特例についても述べよう。暦年課税による贈与税率は、相続税率と比べると高いため、一度に多額の贈与を行うことは合理的ではない。だが、以下の特例を利用すれば、一度に多くの財産を贈与しても負担を抑えられる。

#### ① 配偶者からの居住用不動産贈与

婚姻期間が20年以上の配偶者と間で、「居住用不動産」または「居住用不動産を取得するための金銭」の贈与が行われた場合が対象。贈与の翌年3月15日までに贈与を通じて取得した居住用不動産に住み、その後も住み見込みであるときは、贈与財産の価格から、基礎控除110万円のほ

## PART-1

基礎からわかる！

# 相続・生前贈与の税制と改正点



かに最高2000万円までが控除できる。

この配偶者控除は、同じ配偶者からの贈与については一生に一度しか適用されない。

なお、相続開始前3年以内に行われた贈与であっても、この配偶者控除額については相続財産に加算されない。

### ②直系尊属からの住宅取得資金贈与

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に、父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得用資金の贈与を受

けた受贈者が対象となる。一定の要件を満たすときは、非課税限度額（一定の省エネ等住宅に該当する場合は1000万円、該当しない場合は500万円）までの金額について、贈与税が非課税となる。受贈者は、贈与年の翌年3月15日までに、贈与資金によって自らが住む住宅用家屋の新築・増改築や取得を行い、そこに居住するか、居住が確定であると見込まれる状態であればならない。

**教育資金での非課税は1500万円まで**

### ③直系尊属からの教育資金一括贈与

平成25年4月1日から令和5年3月31日まで（令和5年度税制改正で令和8年3月31日まで延長予定）の間に、30歳未満である受贈者が、受贈者の教育資金に充てるために金融機関等との教育資金管理

契約等に基づいて直系尊属から金銭を受け取った場合、1500万円までの金額が贈与税の非課税とされる。

ただし、受贈者は前年の合計所得金額が1000万円以下である場合に限る。

対象となる教育資金は、次のようなものがある。

- ・ 入学金、授業料、入園料、保育料、学用品の購入費、修学旅行費や給食費など、教育に伴って必要な費用などで学校等に対して直接支払われる金銭
- ・ 学習塾など教育に関する役務の提供の対価や施設の使料など
- ・ 水泳・野球等のスポーツや

ピアノなどの文化芸術に関する活動の指導料など

なお、受贈者が30歳に達したなどの理由で教育資金管理契約等が終了した場合は、原則として、その贈与を受けた金銭から教育資金支出額を控除した残額は、受贈者が支払う贈与税の対象となる。教育資金契約の終了時に贈与があったとみなされるのである。

また、教育資金管理契約等が終了するまでに贈与者が死亡した場合は、原則として、その贈与を受けた金銭から教育資金支出額を控除した残額は、贈与者から相続等によって取得したとみなされ、相続税の対象となる。

## POINT

- 贈与を受ける人は、暦年課税か相続時精算課税かの選択に基づいて贈与税の申告を行い納税する
- 住宅取得や教育のための一括贈与では控除の特例が設けられている